

本学では、学校保健安全法に定める下記の学校感染症にかかった場合、出席停止の措置をとっております。ご多用中恐縮ですが、下記証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先：大阪経済大学 保健室 TEL：06-6328-2431(代表)

※「学校感染症罹患証明書」による情報は、原則として第三者に開示いたしません。しかし、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合には、本人の同意を得ずに例外的に第三者（保健福祉局など）に開示することがあります。

学校感染症罹患証明書

氏名：_____

上記の学生は、学校保健安全法施行規則第 18 条に定める「学校において予防すべき感染症」に罹患しましたので報告します。

※該当欄に○印をつけてください。

	○印	病名	出席停止期間
第 1 種		感染法上の一類、二類感染症 指定感染症 ※結核を除く 病名()	治癒するまで
第 2 種		インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種		コレラ、細菌性赤痢、腸チフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		腸管出血性大腸菌感染症	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	

※本学は、その他の感染症（感染性胃腸炎、溶連菌感染症、伝染性単核球症等）を公欠扱い[出席停止]していません。

初 診	年 月 日	証明書発行日	年 月 日
出席停止期間	年 月 日 ~	年 月 日	

医療機関名：
住 所：

上記感染症により、上記の出席停止が必要であったことを証明します。

医 師 名： _____ 印 _____